

【公開用】平成28年 第2回教育委員会（定例会）会議録

※ 秘密会議の決定があった議案審議、及び審議内容によって個人等が特定される恐れがある発言内容は公開していません。

期日：平成28年2月19日（金）

開会：午前10時00分

閉会：午後 0時10分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1. 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 平成28年第1回（1月定例会）会議録の承認について
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 非公開とする審議事項について
- 日程第 5 議案第6号 上天草市議会に上程する条例案について（公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（上天草市大矢野総合スポーツ公園条例及び上天草市松島総合運動公園条例の一部改正））
- 日程第 6 議案第7号 上天草市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 7 議案第8号 上天草市大矢野学校事務センター組織運営規程を制定する訓令の制定について
- 日程第 8 議案第9号 上天草市大矢野学校事務センター長専決規程を制定する訓令の制定について
- 日程第 9 議案第10号 上天草市小・中学校事務職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第10 議案第11号 上天草市小・中学校事務共同実施規程の一部を改正する訓令を廃止する訓令の制定について
- 日程第11 議案第12号 上天草市小・中学校事務共同実施規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第12 議案第13号 学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第13 議案第14号 上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について
- 日程第14 議案第15号 上天草市学校教育指導員の委嘱について
- 日程第15 議案第16号 上天草市学校・家庭・地域連携推進事業連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について
- 日程第16 議案第17号 就学する学校の変更について
- 日程第17 議案第18号 就学する学校の変更について
- 日程第18 議案第19号 就学する学校の変更について
- 日程第19 議案第20号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第20 諸報告

2. 出席委員

永野隆一（委員長）、山下勝一（委員）、古川佐奈江（委員）、田中久美子（委員）、藤本敏明（教

育長)

3. 欠席委員

なし

4. 議場に出席した者

舛本伸弘(教育部長)、宇藤竜一(学務課長)、井上和男(社会教育課長)、中野聖規(教育審議員)、福嶋光浩(教育審議員)、前方正広(学務課長補佐)、中田光治(社会教育課長補佐)、大石智奈美(学務課学務係長)

5. 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項
以下のとおり

開会 午前10時00分

○委員長(永野隆一君) 定刻になりましたし、みなさんもお揃いでもありますので、出席委員が定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してありますとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長(永野隆一君) では日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に田中委員、及び前方学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 第1回(1月定例会)会議録の承認について

○委員長(永野隆一君) 次に日程第2、平成28年第1回定例会の会議録の承認についてを議題といたします。みなさんには会議の案内といっしょに配布しておりましたが、何か質疑がありましたらよろしく願いいたします。何かお気づきの点があればお出しいただきたいと思えます。

〔「ありません」という声あり〕

○委員長(永野隆一君) なければお諮りいたします。第1回の委員会会議録については以上のとおりで承認することに異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長(永野隆一君) 全員ご異議なしということで承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長の報告

○委員長(永野隆一君) 次に日程第3、教育長の報告を行います。よろしくお願ひします。

○教育長(藤本敏明君) ここに記載しているとおりでございます。特に、大矢野中学校の経営訪問、それから県の市町村教育委員大会、それから登立小学校の自主発表等はお世話になりました。特に2月は熊日の女子駅伝、それから男子の駅伝がございました。特に男子の駅伝は13位でございますけれども、4分近くタイムを縮めたということで敢闘賞をいただきました。反省会もありましたけれども、みなさん満足した顔をしていらっしやいました。来年に繋げればと思えます。以上でございます。

○委員長（永野隆一君） 今の教育長の報告に対して何か関連があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

日程第4 非公開とする審議事項について

○委員長（永野隆一君） なければ次に日程第4、非公開とする審議事項について意見をお伺いいたします。議案第17号から議案第20号までにつきましては、プライバシー保護のために秘密会といたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（永野隆一君） では異議なしと認めます。よって議案第17号から議案第20号につきましては秘密会といたします。

日程第5 議案第6号 上天草市議会に上程する条例案について（公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（上天草市大矢野総合スポーツ公園条例及び上天草市松島総合運動公園条例の一部改正））

○委員長（永野隆一君） それでは日程第5。議案第6号、上天草市議会に上程する条例案についてを議題といたします。この議案につきまして事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（井上和男君） ご説明する前に資料の訂正をお願いいたします。議案第6号の2行目の平成27年を28年に訂正をお願いいたします。ではあらためてご説明いたします。議案第6号、上天草市議会に上程する条例案について。つぎの条例案を、平成28年上天草市議会3月定例会に提案したいので審議する。平成28年2月19日提出。上天草市教育委員会教育長藤本敏明。公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例。次の次のページの新旧対照表でご説明いたします。大矢野総合スポーツ公園条例の一部改正。第8条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。（3）としまして、その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。次に上天草市松島総合運動公園条例です。5ページを見ていただきまして、松島総合運動公園条例の一部改正について、先ほどの大矢野総合スポーツ公園と内容は同じでございます。対照表が8ページに記載されております。（3）を新たに挿入するという形でございます。附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。提案理由は、公の施設から暴力団を排除するため、上天草市大矢野総合スポーツ公園条例及び上天草市松島総合運動公園条例を整備する必要がある。なお、条例の提案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条、及び上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第11号に該当するので教育委員会に諮る必要がある。これがこの議案を提案する理由でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長（永野隆一君） ただ今のご説明について、質疑があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「ありません」という声あり。〕

○委員長（永野隆一君） ではお諮りいたします。議案第6号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり。〕

○委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第7号 上天草市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

○委員長（永野隆一君） それでは日程第6。議案第7号、上天草市小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宇藤竜一君） 資料の10ページをお願いします。議案第7号、上天草市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について。上天草市立小中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成28年2月19日提出。上天草市教育委員会教育長藤本敏明。資料の13ページの新旧対照表をご覧ください。改正前をお願いします。現行規則では、学校事務センターを設置できる規定になっていますが、平成28年度から実際に学校事務センターを設置するにあたり、名称や配置する職員の職名等、より具体的な内容について規定する必要があるため今回改正するものです。また、第26条の2に規定する事務の共同実施について、学校事務センターの規定改正に合わせて、上天草市立小中学校事務共同実施規程に規定している共同実施単位と共同実施主任の項目を学校管理規則に規定し、事務の共同実施及び学校事務センターの組織等を明確にしました。主な改正内容といたしましては、第26条の2第2項は、共同実施規程第2条に規定している共同実施単位を管理規則に規定するものです。第26条の2第3項から第5項は、共同実施規程第3条に規定している共同実施主任に関する事項を管理規則に規定するものです。第26条の3第1項は、事務センターを設置できる規定から、置く規定に改正するものです。なお、今回学校事務センターを設置するのは大矢野地区とし、拠点校を大矢野中学校、連携校を大矢野地区のその他の小中学校とします。第2項は事務センターの名称を定めるもので、今回設置する事務センターは、大矢野学校事務センターとします。第3項から第11項までは事務センターに勤務する職員に関する規定を定めたもので、第3項から第5項は事務センター長の設置及び職務について、第6項から第8項は事務センター業務を円滑に遂行するためのグループの設置及びグループ長の設置並びにその職務を規定するものです。第9項はその他の職員を置くこととし、第10項はセンター職員に充てる職員を明確にするものです。また、第11項は、センター長及びグループ長の指定を、教育長が行うこととするものとし、施行日は、平成28年4月1日といたします。提案理由といたしましては、平成28年4月1日から大矢野地区に学校事務センターを設置するため、関係規則を整備する必要がある。また、事務センター設置の規則改正に併せ、共同実施規程を整理し、一部規定を学校管理規則で定めるものです。なお、規則の提案については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により教育委員会に諮る必要があるためです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（永野隆一君） 只今の提案の説明について何か質疑があればお出しいただきたいと思

います。
ではちょっと補足をお願いしたいんですが、学校事務センター長というのは資格か何か要るんですか。

○学務課長（宇藤竜一君） センター長は、資格というよりも管理職として配置になります。

○委員（山下勝一君） 事務センターは大矢野中学校に置かれて、そこにセンター長とかグループ長とか場合によっては作られるということですが、他の連携校には事務の方はいらっ

しゃらなくなるということですか。
○学務課長（宇藤竜一君） 1枚ものの資料を別に付けておりますけれども、現状としては各学校に事務職員は配置してはおりますが、今うちが考えているのは、週1回ですね。大矢野中に

集まっていたいて、先程言いました事務センター長をトップとして大矢野中学校で業務を週1回行っていただくという形を考えております。

○委員（山下勝一君） では、あとは普通に学校に帰られて事務を行いながらということですね。

○学務課長（宇藤竜一君） そうです。

○委員（田中久美子君） 小規模校で、事務の方がいらっしゃらないところもありますよね。

○学務課長（宇藤竜一君） はい。そのようなところをカバーするためにもこのセンター長がいらしゃると配置していない学校にも行って指導することができるということになります。

○委員長（永野隆一君） 他に何かございませんですか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第7号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり。〕

○委員長（永野隆一君） 全員異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第8号 上天草市大矢野学校事務センター組織運営規程を制定する訓令の制定について

○委員長（永野隆一君） それでは日程第7。議案第8号、上天草市大矢野学校事務センター組織運営規程を制定する訓令の制定についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宇藤竜一君） 資料の17ページをお願いします。議案第8号、上天草市大矢野学校事務センター組織運営規程を制定する訓令の制定について。上天草市大矢野学校事務センター組織運営規程を次のように制定することとする。平成28年2月19日提出。上天草市教育委員会教育長藤本敏明。制定の内容といたしまして、第1条に趣旨規定を規定いたしました。第2条には用語を定義いたしました。第3条は、連携校、大矢野中学校以外ですね。その事務職員が事務センターで勤務する際の取り扱いについて明確にしておく必要があるため、サービスと命令者を規定したものです。第4条は、事務センターが行う業務について明確にしておく必要があるため、職務内容を規定したものです。主な業務は共同実施で行っていた業務と同様とし、大矢野地区の事務職員未配置校の支援を行うため、センター職員が連携校の支援に係る業務を含むものとします。第5条は、センター業務について、勤務日や業務内容を記載した実施計画書の作成を義務付けるもので、センター運営を円滑に行えるよう規定するものです。第7条は、事務センターと共同実施単位と連絡会議を行い、事務の調整が行えるよう規定するものです。施行日は平成28年4月1日からといたします。提出理由といたしまして、平成28年4月1日から、大矢野地区に学校事務センターを設置するにあたり、学校事務センターの業務内容及び事務職員のサービスに関する規程を新たに整備する必要がある。なお、教育委員会の規程を改廃すること及び訓令を発することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第3号の規定により教育委員会に諮る必要があるためです。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（永野隆一君） 以上の説明について関連する質疑がありましたらお出しいただきたいと思ひます。

○委員（古川佐奈江君） これは事前に送っていただいたものから変更した点はあるですか。

○学務課長（宇藤竜一君） てにをはとか文言はあるかもしれません。

○委員（古川佐奈江君） 変わってはいないんですね。

- 委員長（永野隆一君） すみません関連ですが、センターを配置することによって従来の事務職員の人員配置はかなり削減になるんですか。
- 学務課長（宇藤竜一君） 今のところ事務職員の配置減ということは聞いておりません。数は、大矢野中学校の方に加配の要望はしているところです。
- 委員長（永野隆一君） じゃあ2名ですか。
- 学務課長（宇藤竜一君） そうですね。
- 委員長（永野隆一君） 何か他に関連の質疑があればお出しいただきたいと思います。
- 委員（古川佐奈江君） 確認ですけど、センター長は事務長のことですか。同じ意味ですよ。呼び名はどちらで通していかれるんですか。こっちには、管理職である事務長を配置しましたとあり、事務長と載っているんですけども、訓令の方にはセンター長を置くと書いてありますので、混乱してしまいます。
- 学務係長（大石智奈美君） 大矢野中学校の中では事務長、又は主任事務長という肩書きで置かれると思います。それで、センターは別室になって作業をしますので、センターに入ったらセンター長ということになります。
- 委員（古川佐奈江君） センターは別になっているんですね。中学校にいる間は事務長で。
- 学務係長（大石智奈美君） 事務長は普通の事務職としての管理職としての呼び名ですね。
- 教育長（藤本敏明君） 正式名称は何なんですか。
- 学務係長（大石智奈美君） 事務長若しくは主任事務長ではないかと思います。
- 教育長（藤本敏明君） まだそこはわからないんですね。
- 学務係長（大石智奈美君） はい。
- 委員（山下勝一君） 大矢野中学校の事務長をもってセンター長に充てるという書きぶりなので、大矢野中学校では事務長で、センターの活動が1週間に1回あるときだけセンター長になるという話ですよ。
- 学務係長（大石智奈美君） そうですね。同じ人物です。
- 委員長（永野隆一君） では、普通は大矢野中学校の中の事務長の席におられるんですか。
- 学務係長（大石智奈美君） そうです。
- 委員長（永野隆一君） それはセンター長の席ではないんでしょう。
- 学務係長（大石智奈美君） 大矢野中学校の事務室に事務職員と長の机、それと大矢野中学校の空き教室に別にセンター事務室というのを作りますので、そこにも机がありますので、大矢野中学校の事務職員は机を二つ使う形になります。
- 委員（田中久美子君） さっき加配を要望されているということで大矢野中学校は2名の事務の方になる予定ということですけど、そのもう一人の事務長でない方はセンターの方の仕事だけをされるんですか。大矢野中学校の事務もされるんですか。
- 学務係長（大石智奈美君） 大矢野中学校の事務職員として配置するのは間違いないので、業務をやっていく中でどちらかに比重がかかる可能性はありますけれども、基本は大矢野中学校の事務はきちんとこなしていただくということです。
- 委員長（永野隆一君） 他に関連は何かございませんですか。
それではお諮りいたします。議案第8号は、ただ今ご審議いただきましたとお承認することにご異議ございませんか。
〔「異議ありません」という声あり。〕
- 委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとお承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第9号 上天草市大矢野学校事務センター長専決規程を制定する訓令の制定について

- 委員長（永野隆一君） それでは日程第8。議案第9号、上天草市大矢野学校事務センター長専決規程を制定する訓令の制定についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（宇藤竜一君） 資料の21ページをお願いします。議案第9号、上天草市大矢野学校事務センター長専決規程を制定する訓令の制定について。上天草市大矢野学校事務センター長専決規程を次のように制定することとする。平成28年2月19日提出。上天草市教育委員会教育長藤本敏明。制定の主な内容といたしまして、第1条の第1項から第7項の事項は、県費負担教職員の給料、手当の確認に関するもので、既に共同実施主任も専決できる事項であるため、センター長の専決事項として定めるものです。第8項及び第9項は、学校事務センターが処理する事務において、軽易な報告に関することや、給与関係の県教育庁への報告などを専決処理できるようにし、事務の効率化を図るものです。第10項は、事務センター拠点校の事務職員の時間外勤務及び休日勤務について専決事項とし、事務の円滑化を図るため規定するものです。施行日は、平成28年4月1日といたします。提出理由としましては、平成28年4月1日から大矢野地区に学校事務センターを設置するにあたり、学校事務センター長に専決処理させる事務について、新たに規程を整備する必要がある。なお、教育委員会の規程を改廃すること及び訓令を発することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第3号の規定により教育委員会に諮る必要があるためです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 委員長（永野隆一君） ただ今のご説明について何か関連する事項があればお出しいただきたいと思います。
- 委員（田中久美子君） 8項からのことは、これは今まではセンター長がなくて管理職でなかったのが管理職になったので専決事項が広がるということですか。
- 学務課長（宇藤竜一君） 今まで共同実施主任が行っていたものをそのまま専決事項で規定しておりますので、やっていた部分ではあります。
- 委員（田中久美子君） 8、9ですよ。
- 学務係長（大石智奈美君） 一部給料関係はある程度共同実施主任の方が行っている部分があるんですけども、報告事項が少し軽微なもの、センターとかに来るものはセンター長の名前でいいのじゃないかという部分は、センター長の名前で出します。あとは10項に関しては今度は管理職になりますので、あくまで事務職員も校長の監督を受けますので最終的には校長の最終決断なんですけれども、専決ができるという規定がっておりますので、先に決裁を受けられるということです。全ては校長が最終的な監督者になります。ここの規定は新規になります。
- 委員（山下勝一君） 10のところは、事務センターの学校の事務職員のみ時間外勤務についてはその学校の上司になりますのでセンター長が専決できますよということですが、他の学校の時間外の部分は、あくまでも学校長がやるということでしょうか。
- 学務係長（大石智奈美君） はいそうです。例えば登立小とか上小学校とかは一切権限はありません。
- 委員長（永野隆一君） 他にございませんですか。よろしいですか。
ではお諮りいたします。議案第9号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに

ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり。〕

- 委員長（永野隆一君） 全員異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第10号 上天草市小・中学校事務職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

- 委員長（永野隆一君） では日程第9。議案第10号、上天草市小中学校事務職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（宇藤竜一君） 資料の24ページをお願いします。議案第10号、上天草市小中学校事務職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について。上天草市立小中学校事務職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように制定することとする。平成28年2月19日提出。上天草市教育委員会教育長藤本敏明。資料25ページの新旧対照表をご覧ください。別表に学校事務センターに関する事務を加えました。施行日を平成28年4月1日からいたします。提案理由としまして、平成28年4月1日から大矢野地区に学校事務センターを設置するにあたり、学校事務職員の職務に学校事務センターに関する事務を追加するため規程の整備を行う必要がある。なお、教育委員会の規程を改廃すること及び訓令を発することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第3号の規定により教育委員会に諮る必要があるためです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 委員長（永野隆一君） ただ今の説明について何か質疑がございましたらお出しいただきたいと思えます。

よろしいですか。ではお諮りいたします。議案第10号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり。〕

- 委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第10 議案第11号 上天草市小・中学校事務共同実施規程の一部を改正する訓令を廃止する訓令の制定について

- 委員長（永野隆一君） では日程第10。議案第11号、上天草市小中学校事務共同実施規程の一部を改正する訓令を廃止する訓令の制定についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（宇藤竜一君） 資料の26ページをお願いします。議案第11号、上天草市立小中学校事務共同実施規程の一部を改正する訓令を廃止する訓令の制定について。上天草市立小中学校事務共同実施規程の一部を改正する訓令を次のように制定することとする。平成28年2月19日提出。上天草市教育委員会教育長藤本敏明。27ページをお願いします。廃止の内容は、上天草市立小中学校事務共同実施規程の一部を改正する訓令を廃止する。大矢野地区A、大矢野地区Bを大矢野地区としてまとめた改正を廃止することにより、大矢野地区A、大矢野地区Bに戻すこととします。提案理由としまして、上天草市立小中学校事務共同実施規程について、平成27年7月に共同実施単位の改正を行い、平成28年4月1日から施行となっております。今回学校事務センターの設置を提案するにあたり、7月に改正した規定と同じ箇所を

変更する必要があるため、改正を行うには施行前の一部改正の訓令を廃止する必要があるため。なお、教育委員会の規程を改廃すること及び訓令を発することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第3号の規定により教育委員会に諮る必要があるためです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（永野隆一君） ただ今のご説明について何か質疑がございましたらお出してください。

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第11号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり。〕

○委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第11 議案第12号 上天草市小・中学校事務共同実施規程の一部を改正する訓令の制定について

○委員長（永野隆一君） では日程第11。議案第12号、上天草市小中学校事務共同実施規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宇藤竜一君） 資料の29ページになります。議案第12号、上天草市立小中学校事務共同実施規程の一部を改正する訓令の制定について。上天草市立小中学校事務共同実施規程の一部を改正する訓令を次のように制定することとする。平成28年2月19日提出。上天草市教育委員会教育長藤本敏明。資料の31ページ、新旧対照表をご覧ください。主な改正内容は、第2条及び第3条については、学校管理規則に規定したため削除するものです。第2条及び第3条を削除したため、第4条以降を2条ずつ繰り上げる改正を行います。第6条は、これまで行っていた共同実施単位間の連絡会議を、各共同実施単位と事務センター間で会議を行うように改正するものです。施行日は平成28年4月1日といたします。提案理由といたしましては、平成28年4月1日から大矢野地区に学校事務センターを設置するにあたり、共同実施規程を整備する必要がある。なお、教育委員会の規程を改廃すること及び訓令を発することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第3号の規定により教育委員会に諮る必要があるためです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（永野隆一君） ただ今のご説明に対して何か関連の質疑があればお出してください。

よろしいですかね。ではお諮りいたします。議案第12号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり。〕

○委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第12 議案第13号 学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令の制定について

○委員長（永野隆一君） それでは日程第12。議案第13号、学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宇藤竜一君） 資料の34ページをお願いいたします。議案第13号、学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令の制定について。学校長に対する事務委任規程の一部

を改正する訓令を次のように制定することとする。平成28年2月19日提出。上天草市教育委員会教育長藤本敏明。資料の36ページの新旧対照表をお願いします。今回の改正は、学校評議員の委嘱については、平成26年地方分権改革に関する提案において、より迅速な手続きのもとで、地域の実情に根ざした適切な人材を学校評議員として活用できるよう、委嘱権限を校長に変更することを求める提案がありました。翌年、文部科学省から学校評議員の委嘱に関する取り扱いを明確化する通知があったところです。この通知に基づき、学校評議員制度の活用がより一層促進されるよう、学校評議員の委嘱について、その事務を校長に委任することができるよう規程を改正するものです。校長への委任事務が2つ以上となることから、委任事務を号で示すため、第2条の本文の改正を行い、本文にあったこれまでの委任事務を1号とし、2号として新たに学校評議員の委嘱に関する事務を委任事務として規定いたしました。第3条については、学校事務センターの設置に伴い、上天草市立小中学校事務共同実施規程に規定していた共同実施主任を、上天草市立小中学校管理規則に規定するよう改正したため、参照していた条文を改正いたしました。提案理由としましては、学校評議員の委嘱については、これまで学校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱していたところですが、この事務を学校長に委任することで、より迅速な手続きのもとで地域の実情に根ざした適切な人材を活用し、学校評議員制度の活用がより一層促進されるよう本規程を改正するものです。教育委員会の規程を改廃すること及び訓令を発することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第3号の規定により教育委員会に諮る必要があるためです。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（永野隆一君） ただ今の説明について質疑があればお出しください。

○教育長（藤本敏明君） 続きでちょっと説明します。あの、国もコミュニティスクールを作りましたが、学校評議員と学校運営協議会とは法の出どころが違うんです。以前は評議員をずっとしてきていたところが、コミュニティスクールが盛んになってきて、国は学校運営協議会の委員にきなさいということで、もう変えてもいいですよというふうになってきているんです。それで、うちも全コミュニティを作って、特に小学校の方は運営委員を入れる中に評議員もこの中に入れようと。そうすると学校が選んだほうが早いので、このように変えますよというふうになっているんですね。そういうことですので、今まで教育委員会がしていたんですけど、そうするとまたややこしくなるのでということでございます。

○委員（山下勝一君） さっきのセンター長の専決にも給与関係の事務があつて、この学校長にも同じようなのがありますがここは違うんですか。ちょっとよく見ていないのではっきりとは言えないんですが、36ページには教育長は学校長に委任すると書いてあるじゃないですか。それで1号のところ、県費負担教職員に係る云々の認定、決定、改定及び確認に関する事務を委任するとなつて、委任された学校長がまたセンター長にという話なんですか。さっき同じ文面があつたような気がしたので。

○学務課長補佐（前方正広君） よろしいですか。こちらは委任ですけども、先程のセンター長は専決でございまして。委任というのは、事務を全部委任することで、今回の場合は、この給与関係もですけど、学校評議員の委嘱は校長名で、校長の責任でやっていいですよということです。専決は、決裁権があるというだけで、責任は校長にありますので、先程は説明がちょっとおかしかったんですけど、校長名で文書も発することになります。決裁を校長までは受けなくてもセンター長の決裁で済ませていいですよということになります。委任と専決というのはその違いです。

○委員長（永野隆一君） ほかにございますか。

ではお諮りいたします。議案第13号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議ありません〕という声あり。〕

○委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第13 議案第14号 上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について

○委員長（永野隆一君） では日程第13。議案第14号、上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宇藤竜一君） 資料の38ページをお願いいたします。議案第14号、上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について。上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成28年2月19日提出。上天草市教育委員会教育長藤本敏明。委嘱する者の氏名が永森直子。住所、上天草市姫戸町*****番地。生年月日、*****で現在72歳になられます。任期が平成28年4月1日から平成29年3月31日までです。提案理由といたしまして、上天草市いじめ問題アドバイザーの任期が平成28年3月31日までとなっております。上天草市のいじめや不登校等の諸問題に対応するため、平成28年度もいじめ問題アドバイザーを委嘱する必要がある。また、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱にあたっては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により教育委員会に諮る必要があるためです。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（永野隆一君） ただ今のご説明について関連の質疑があればお出しいただきたいと思っております。

○委員（山下勝一君） すみません次のもそうなんですけど、今もいじめ問題アドバイザーをされて、また再任ということなんですけど、私は永森先生は十分承知しているんですけど、実際にいじめ問題アドバイザーとして1年間活動された部分についての評価というか、その辺を少しお聞かせいただければと思います。

○学務課長（宇藤竜一君） 一応先生の家庭訪問や相談とかの件数を集約しております。昨年度いじめ問題アドバイザーの26年度の家庭訪問は67件ですが、永森先生に代わられて、1月現在で104件回られております。当然小学校、中学校の方にも訪問いたしておりますが、回数的には小学校が26年度20件だったのが、今年はもう54回。中学校も26年度が33回が96回行かれております。相談件数は、職員からの相談が昨年は105件が27年度1月現在で238件。児童生徒からの相談が、昨年61件が27年度で109件。保護者からの相談が、28件が52件と、非常に活発に動いていただいております。ただ、何人改善したんだという数字的には出てはこないんですが、例えば1週間来れなかったのが1日でも来れるようになったとか、その辺の改善はみられております。ただ完全に通常の児童生徒と同じように生活が元に戻ったという数字的な部分はちょっと出すことは今のところできないんですが、今のようにならざるを得なかったのが少しできるようになったという改善はみられております。

○委員（田中久美子君） 今お話聞いてとても永森先生のお力というのは役立つ事かと思いますが、この任期を見ますと1年間なんですよね。いじめや不登校の問題というのはなかなか単年度で解決する問題ではないと思うんですけども、この任期を2年、3年とかちょっと長いスパンをおいて取り組んでいただくとかそういう感じにはできないんでしょうか。

○学務課長（宇藤竜一君） これは規定で1年1年となっておりますので、当然委員が言われる

ように更新とか継続をして同じ人をお願いをしていくような形にはなりませんけど、2年契約とかいう形にはできません。

- 委員（古川佐奈江君） 再任されて何年くらいされていらっしゃるんですか。
- 学務課長（宇藤竜一君） 永森先生の前に後藤先生がいらっしゃって、後藤先生の前に亀崎先生、兵藤先生がいらっしゃって、その先生の中で兵藤先生がいちばん長かったですね。10年くらいされていたと思います。
- 委員（古川佐奈江君） じゃあまだ永森先生はまだ2年目なんですか。
- 学務課長（宇藤竜一君） そうですね。今度で2年目に入ります。
- 委員（古川佐奈江君） それで、再任は何年までというのは決まっていらないんですね。
- 学務課長（宇藤竜一君） そうです。
- 委員長（永野隆一君） これはすみません、定員は1名でしたか。
- 学務課長（宇藤竜一君） はい。
- 委員長（永野隆一君） そうですか、1名ではちょっと上天草市全体を見るのは大変ですよ。それは増やすのは予算の関係とかそういうことですか。
- 学務課長（宇藤竜一君） そうですね。予算の関係、それとあと人材を探さなくてはいけない。
- 委員長（永野隆一君） 議長が言うのもなんですが、いじめ問題とかは地域にかなり密着しているじゃないですか。ですから姫戸の方でも大矢野のことはご存知かもしれませんが、かなり広範囲で大変ですよ。
- 学務課長（宇藤竜一君） そうですね。今現在大矢野中とかにも積極的に行っていたいております。
- 委員長（永野隆一君） 他に関連はございませんか。
ではお諮りいたします。議案第14号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり。]
- 委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第14 議案第15号 上天草市学校教育指導員の委嘱について

- 委員長（永野隆一君） それでは日程第14。議案第15号、上天草市学校教育指導員の委嘱についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（宇藤竜一君） 資料の39ページをお願いします。議案第15号、上天草市学校教育指導員の委嘱について。上天草市学校教育指導員設置要綱第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成28年2月19日提出。上天草市教育委員会教育長藤本敏明。委嘱する者は氏名が田口英明。住所、生年月日等は記載のとおりです。現在62歳になられます。任期は平成28年4月1日から平成29年3月31日までです。提案理由としまして、上天草市学校教育指導員の任期が平成28年3月31日までとなっており、指導力の向上に向け引き続き学校教育の充実を図るため、学校教育指導員を委嘱する必要がある。また、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱にあたっては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により教育委員会に諮る必要があるためです。ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 委員長（永野隆一君） ただ今の説明に対して関連の質疑があればお出してください。
- 委員（山下勝一君） これも先生の活動の内容的なものを教えていただけたらと思います。

- 教育審議員（中野聖規君） 今年度、各小中学校への個別指導として、77回くらい出られておられます。その度に校内研修それから校内研の事前も含めて20回前後、合せておそらく100回くらいは教職員の指導にあたっておられます。成果としましては、数値的には目立った成果というのは申し上げることはできませんが、昨年度から入ってもらっておりますので、県学力調査、標準学力検査等において、県との平均値の差が縮まってきていることは確かです。そういうところで引き続き1年の委嘱をお願いしております。
- 委員長（永野隆一君） すみません、議長からですが、田口先生の経歴といいますか、これはずっと先生ですか。今までも。
- 教育審議員（中野聖規君） 最後は登立小学校の校長で退職されています。それまでも校長を10年近くやっておられます。あと、教頭、教諭の経験も多いです。
- 委員長（永野隆一君） それはだいたい上天草の学校ですか。
- 教育審議員（中野聖規君） 上天草は教職経験の半分近くを占めております。
- 委員長（永野隆一君） 何か他にございませんか。
ではお諮りいたします。議案第15号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することにご異議ございませんか。
〔「異議ありません」という声あり。〕
- 委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第15 議案第16号 上天草市学校・家庭・地域連携推進事業連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について

- 委員長（永野隆一君） それでは日程第15。議案第16号、上天草市学校家庭地域連携推進事業連絡協議会委員の解嘱及び委嘱についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（井上和男君） 議案第16号、上天草市学校家庭地域連携推進事業連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について。上天草市学校家庭地域連携推進事業連絡協議会設置要綱第3条の規定に基づき、次のとおり解嘱及び委嘱することとする。平成28年2月19日提出。上天草市教育委員会教育長藤本敏明。1、解嘱する者及び委嘱する者。解嘱する者、斎藤智隆、前市P連の会長です。解嘱日は平成28年2月22日。委嘱する者、尾崎忠男。現市P連の会長さんでございます。委嘱日は平成28年2月23日。任期は残任期間の平成28年2月23日から平成29年3月1日まででございます。提案理由は、関係機関の役員改選により解嘱及び委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。ご審議方よろしくおねがいたします。
- 委員長（永野隆一君） ただ今の説明について何か質疑があればお出しいただきたいと思ます。
- 委員（山下勝一君） 任期が中途半端に思えるんですけども、これは何か意味があるんですか。例えばですね、PTA会長は、私が会長の時は4月から3月までだった感じがするんですね。それで、新しいPTA会長はまだ決まっていらないんじゃないかと思うんですが、決まっているんですかこれは。
- 委員（田中久美子君） これは今現在のPTA会長でしょう。
- 委員（山下勝一君） ですので、尾崎さんが4月以降も継続されるのかどうか。

○社会教育課長（井上和男君） 市P連の会長さんの人選は、市P連の総会で決定されます。それで、一応この連携会議を今年行う予定だったんですけどまだ行っておりませんでした。近々行う予定ですのでこの機会に改選という形です。ただ、尾崎さんも市P連は持ち回りになっておりますので、来年度はまた改選かなと思いますので、またその時は交代ということで委嘱のやり直しをする予定でございます。

○委員長（永野隆一君） そうすると関連ですが、昨年の総会で決まったということは、今の時点では斉藤さんは今津小学校のPTA会長ではないということですか。

○社会教育課長（井上和男君） これは、役職を市P連の会長さんとしているものですから、単Pの会長ではなくてですね。市全体の会長さんでございますので。

○委員長（永野隆一君） 何かほかに関連の質疑はございませんか。

なければお諮りいたします。議案第16号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり。〕

○委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第16 議案第17号 就学する学校の変更について

○委員長（永野隆一君） それでは日程第16。議案第17号、就学する学校の変更についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

※ 秘密会議の決定により審議内容は非公開

○委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第17 議案第18号 就学する学校の変更について

○委員長（永野隆一君） それでは日程第17。議案第18号、就学する学校の変更についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

※ 秘密会議の決定により審議内容は非公開

○委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第18 議案第19号 就学する学校の変更について

○委員長（永野隆一君） それでは日程第18。議案第19号、就学する学校の変更についてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

※ 秘密会議の決定により審議内容は非公開

○委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第19 議案第20号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○委員長（永野隆一君） では日程第19。議案第20号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを議題といたします。この議案について事務局からの説明を求めます。

※ 秘密会議の決定により審議内容は非公開

○委員長（永野隆一君） 全員ご異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。

日程第20 諸報告

○委員長（永野隆一君） では日程第20、報告事項に入らせていただきます。まず報告第1、3月の行事予定についての説明をお願いいたします。

○教育審議員（中野聖規君） 資料の45ページです。主な3月行事について確認をさせていただきます。まず1日ですが、臨時教育委員会議、1時半からここで行われます。それと県立高校の卒業式が1日に行われます。11日は大矢野中学校の卒業式です。12日はパールラインマラソン大会前日祭、13日が天草パールラインマラソン大会の当日です。14日、大矢野中学校を除く市内中学校の卒業式です。15日は教育長会議でございます。22日、定例の教育委員会議14時からになります。23日、市内小中学校の卒業式、そこにあげてある学校です。24日も同じく市内小学校の卒業式です。25日が市内小中学校の管理職の送別会の予定です。以上です。

○委員長（永野隆一君） よろしいでしょうか、では続いて報告第2、不登校児童生徒の状況について説明をお願いいたします。

○教育審議員（福嶋光浩君） では4項目同時に説明してよろしいでしょうか。

○委員長（永野隆一君） はい。

○教育審議員（福嶋光浩君） 46ページの方です。不登校の状況を載せております。1月末まで30日以上欠席が18名ということで、昨年同様の数になっております。

続きまして47ページの方ですけれども、12月に入りまして、全小中学校でこころのアンケートというのをとられました。その集計結果の方を載せております。特に47ページの問いの2番、真ん中ちょっと下ですけど、今の学年でいじめられたことがあるかということで、あると答えた262人ということで回答者数の13.3%が一応そのような気持ちになったという回答をしています。見ていただけたら分かりますように、学年が上がるにつれてどんどん少なくなっております。それだけ子供が成長しているのかなというところなんです。小学校が233人、中学校が29人ということで、これも例年同じ傾向になっています。小学校の低学年はいつも多いです。些細な事でもいじめと受け取っているようです。他の項目は後で目を通していただければと思います。

続きまして、51ページの方をご覧ください。教職員の勤務間の管理です。1月はこのようになっています。特に申し上げるようなことはないと思います。これは全部中学校の先生方です。

続きまして52ページの方をご覧ください。2月の10日に、公立高校の前期の選抜の結果の可否の判定が出ました。一応市内の各学校ごとにまとめておりますので、これは丸秘ということで取り扱いをお願いいたします。中学校3年生は今、257名おりますけれども、そのうちの61名が内定したというところなんです。あとは後期の試験が3月の8、9に行われますので、その結果につきましてはまた次の会議の方でご報告をいたしたいと思っております。以上です。

○委員長（永野隆一君） ただ今のご報告について関連の質疑があればどうぞお出しいただきたいと思います。

○委員（田中久美子君） いじめのアンケートのところ、一番下の方ですが、小学1年生でネット上のいじめというのがあがってきているんですけど、小学1年生でというのでちょっとびっくりしたんですけど、これはその後どういうふうになったのかというのは分かりますか。

○教育審議員（福嶋光浩君） これは各学校での集計ですが、おそらく分からずにつけているのかなというところもあります。低学年では中身が分からない、説明は先生方がされるんですけども、同時並行で多分説明されて、あるとかないとかつけるんですけど、それがたぶん分かっていないのかなど。でもそれでも全部集計の方には反映させなくてはいけないというところ。もし、本当にあれば調査が入ると思います。ないから調査が入っていないと思います。県の方も委託しているネット関係の調査機関ありますので、該当があつたらだいたい小中学校の書き込みは全部わかるようになっていて、定期的にこちらの方にも報告があつて、そこもだいたい名前がわかりますので、教育委員会から学校の方に指導をします。これは、低学年に関してはちょっとわかりません。

○委員長（永野隆一君） 関連ですけれども、はっきり言っていたかなくて結構ですが、学校別に結構差がありますか。いじめを受けたことがあるかどうかとか、特殊な項目について。

○教育審議員（福嶋光浩君） いいえ、特に顕著な差というのはいないです。

○委員長（永野隆一君） あとこれも多少追加説明ができればお願いしたいんですが、選抜の結果ですが、例年と何か違ったことはありますか。

○教育審議員（福嶋光浩君） 昨年から生徒数は若干少なくなっているんですけども、昨年の前期の内定者は61名で同じ数でした。各学校の数の傾向もほぼ同じでした。

○委員長（永野隆一君） 何か、今のご報告について関連の質疑があればお出しいただきたいと思いますが。

では進行させていただきます。報告第6、上天草市職員の退職管理に関する条例についての説明をお願いします。

○学務課長（宇藤竜一君） 資料の53ページをお願いします。報告6、上天草市職員の退職管理に関する条例の制定について報告いたします。本議案は、総務課が3月の定例市議会に上程する案件ですが、54ページの4行目の後半に丸括弧書きで教育委員会についても規定されておりますので報告するものです。制定の概要ですが、第2条に、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織の職員に対して、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為について働きかけが禁止されることとなります。また、在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なることとなります。第3条において、離職後2年間、営利企業等の地位に就いた場合は、任命権者への届出が規定されますが、この、任命権者について、県費負担教職員にあっては、読み替え規定がありまして、市町村の教育委員会に届け出すことになるということでここに規定されておりますので今回報告をいたします。

○委員長（永野隆一君） ただ今のご説明について何か関連の質疑があればお出しいただきたいと思いますが。

よろしいですか。では進めさせていただきます。次に報告第7、平成27年度3月補正予算の概要についての説明をお願いします。

○学務課長（宇藤竜一君） 資料の55ページをお願いします。報告7、3月議会に上程する補正予算の概要について報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から平成27年度上天草市一般会計補正予算第9号の作成に伴い意見を求められ、別紙のとおり議案提出を行いましたので報告いたします。市全体の補正額としましては、歳入

歳出それぞれ2億6,487万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を179億7,329万5,000円とするとしています。教育部におきましては、今回の補正では7,013万3,000円を減額し、教育費の総額を11億564万2,000円といたします。学務課につきましては、補正額50万円以上の主なものについて報告いたします。歳入につきまして、65款、国庫支出金、10項、国庫負担金、20目、災害復旧費国庫負担金、20節、文教施設災害復旧費負担金において、大矢野中学校テニスコートフェンスの災害復旧費が災害査定により確定したことから103万円の減額の計上です。次に56ページをお願いします。40目、教育費国庫補助金、15節、中学校補助金において、主に遠距離通学費補助金において、補助率が2分の1になっておりますのでそこで計算しておりましたが、国の規定では2分の1以内になっており、国からの配分が減少したため減額いたしました。次に58ページをお願いします。75款、財産収入、10項、財産運用収入、10目、財産貸付収入、10節、建物貸付収入において、教員住宅貸付収入として52万円を減額計上しております。これは、当初予算で見込んでいた利用者数より実績が少なかったためです。85款、繰入金、15項、基金繰入金、50目、奨学基金繰入金、10節、奨学基金繰入金において、60万円を減額計上しておりますが、これは奨学金貸付実績に伴うものです。歳出につきましては、主に補正額100万円以上をご説明いたします。62ページをお願いします。まず、55款、教育費、15項、小学校費、10目、学校管理費、13節、委託料において、2,381万5,000円を減額補正しておりますが、主な理由といたしまして、スクールバス運行業務委託料の入札残による減額です。15目、教育振興費、20節、扶助費において、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を実績及び見込みにより、1,883万円を減額補正しております。63ページをお願いします。20項、中学校費、10目、学校管理費、13節、委託料において、1,640万1,000円を減額補正しておりますが、主な理由といたしまして、スクールバス運行業務委託料の入札残による減額です。64ページをお願いします。15目、教育振興費、20節、扶助費において、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を実績及び見込みにより、151万6,000円を減額補正しております。68ページをお願いします。60款、災害復旧費、25項、文教施設災害復旧費、10目、公立学校施設災害復旧費、15節、工事請負費において、大矢野中学校テニスコートフェンス災害復旧工事費の入札残による減額です。以上で学務課の報告を終わります。

○社会教育課長（井上和男君） 次に社会教育課についてご報告します。資料の57ページをお開きください。まず歳入でございますが、70款、県支出金で、25節の法務省人権啓発活動地方委託金4,000円の減額は実績に基づくものです。次のページをお願いします。これも基金繰入金でございますけど、伝統文化継承基金繰入金9万1,000円の減額は、伝統文化映像保存事業の事業見込みによるものでございます。次の59ページこれも歳入でございますが、社会教育雑入で、8,000円の減額でございますが、これは成人式の出席者が当初見込みより若干減ったものです。次に歳出でございます。64ページをお開きください。このページの社会教育総務費から68ページ、スポーツ振興施設事業費まで減額をしております。主なものは各種会議等の欠席による報酬の減、事業実績減により不用額が見込まれるためであります。職員の人件費以外は全部減額でございます。以上で報告を終わります。

○委員長（永野隆一君） 以上のご説明について何か関連の質疑があればお出しください。

○委員（山下勝一君） スクールバスの委託費が結構大きな減額になっていきますけれども、おっしゃったように入札によって価格が下がるということなんだろうと思いますが、前に聞いた時に、積算根拠がきちんと示されているからあまり差は出ないんじゃないかなというふうなことも聞いたのですが、やっぱり出るんですか。

○学務課長（宇藤竜一君） 積算する時に、上限と下限という単価があって、上限の部分で予算を確保しておりますので、実際はそこまで必要でなかったということです。

- 委員（山下勝一君） 競争になると、下限近くまでくるということですかね。
- 学務課長（宇藤竜一君） そうですね。最初から下限で予算を組むと、もしですね。
- 委員（山下勝一君） 上に行ったときはということですかね。
- 委員長（永野隆一君） 市史の編纂関係で減額が多いじゃないですか。これは計画どおりにまだ進んでいないということですか。
- 社会教育課長（井上和男君） 各分野で先生方が数名いらっしゃるんですけど、活動内容にちょっと差がありまして、その方たちはこれだけ専門にやっている訳ではございませんので、やる先生とやらない先生との差がありまして、28年度はもう主体的にやっていただくようお願いしているんですけど、27年度におきましてはその差がはっきりしまして、報償費あたりはかなり予算を組んでいましたけれども、実際には少なかったということが主な原因でございます。
- 委員（山下勝一君） もうひとつよろしいですか。パソコン系の保守料とかもいくつか結構減額をされていますが、これは、システムネットワークの構築料とか、委託費とか、サーバーリース料とか、これは何か、見積もりがある程度余裕持ってあったんですか。それとも何か違う意味があるんですか。
- 学務課長（宇藤竜一君） これも入札残です。
- 委員（山下勝一君） これは例えば、学校ごとに入札はされるんですか、それとも一体的なものでされるんですか。
- 学務課長（宇藤竜一君） 一体でします。
- 委員長（永野隆一君）他に何かございませんか。よろしいでしょうか、では進行させていただきます。次に報告第8、平成28年度当初予算の概要について説明をお願いいたします。
- 学務課長（宇藤竜一君） 報告8、平成28年度当初予算の概要について報告いたします。資料の70ページになります。平成28年度の予算編成を行うにあたり、昨年10月に財政課が示した平成28年度予算編成方針において、平成28年度における重点施策事業は、第2次総合計画に掲げる最重点戦略の観光需要と観光消費を拡大する事業と農林水産物の生産・加工商品開発・販売を拡大する事業。それに、重点戦略の地域ぐるみで子育て・子育てしやすいまちをつくる事業に対して予算を優先的に配分するとしました。また、昨年度に引き続き、一部の経費を除き平成27年度比で5%削減とするマイナスシーリング方式による予算を編成することになりました。
- 学務課におきましては、前年度より大幅に増額している事業のみ説明いたします。まず、番号7番の自立支援事業において、昨年度は学習支援員報酬を計上しておりましたが、8番の学力向上対策事業の方に計上し直しましたのでこちらが増額という形になっております。次に26番の小学校一般管理事務事業につきまして、特別支援教育補助員の増員や備品購入費の増加による増額です。次に番号34及び53のIT教育推進事業につきましては、小中学校に設置している児童生徒及び教職員用のパソコン更新に伴う委託料等の増額の計上です。次に、番号46の中学校校舎営繕事業につきましては、大矢野中学校の水道設備等の工事請負費を計上したための増額であります。以上で説明を終わります。
- 社会教育課長（井上和男君） 次に社会教育課の当初予算、事業別の予算についてご報告をいたします。73ページでございます。総額は2億6,828万7,000円で、対前年度比0.9%減、金額にして257万8,000円の減となっております。73ページに26項目ほど記載しておりますけれども、新規事業また主な事業4項目ほどの概略をご説明いたします。番号1、これは新規事業で、姫戸統括支所建設事業178万5,000円です。これは姫戸統括支所が28年度に建設されまして、それに伴う図書館の移設に伴う書架やカーテン等の備品購入が主でございます。番号6、市史編纂事業、1,001万5,000円。これは215万2,

000円増額です。先程委員長の方から質問がありましたが、28年度は市史編纂事業が実質2年目に入りまして、本格的な調査等が開始されることによるものであります。主な増額は調査活動による報償費、城跡の地形測量調査委託料等が主なものでございます。番号8、これも新規事業でございまして、地域教育力と安心子育て支援の島づくり事業。これは315万5,000円。先月の教育委員会で担当の方から委員のみなさんには事業概要としてご説明しております。まちひとしごと創生の事業で、タイトルとして、地域教育力と安心子育て支援の島づくり、サブタイトルとしまして、子育ては郷里上天草で教育編と名付け、子育て支援環境の構築による子育て世代の定住人口を目的に平成28年度から平成32年度の5カ年事業として実施するものでございます。1年目の28年度は推進母体の組織化、計画作成、モデル地区の選定、講師報酬等の事業を予定しております。最後に18番、スポーツ活動事業、1,694万1,000円。171万2,000円の増でございます。主なものとしまして、実は来年29年3月に第45回上天草パルラインマラソン大会がございまして45回の区切り、また五橋開通50周年事業、これもひとつの区切りとしてフィナーレの位置づけをしまして大会を開催する予定でございます。また来月3月14日は第44回の大会が、これも上天草五橋開通50周年のオープニング事業として現在取り組んで頑張っているところでございます。以上で報告を終わります。

○委員長（永野隆一君） ただ今のご説明に対して何か関連の質疑があればお出しいただきたいと思えます。

○委員（山下勝一君） 私も体協の監査をずっとやっていて、体育協会などの活動が大変厳しい状況というのがここ3、4年前からあったんですけど、今もやっぱり体協の補助金的なものは下げていかれているんですか。

○社会教育課長（井上和男君） 社会教育費ばかりじゃなくて、市全体が下げてあり、重点事業がありまして、観光、6次産業あたりは重点的に配分されるんですけど、各部門におきましては減額されまして、私も10月の体協の理事会だったと思うんですけど、予算要求をされまして、11月の財政との協議の中でも要求をかなりしたんですけども、他の部課も減額されておりまして、あまり強く言えない状況でございまして、確かに今委員おっしゃるように、体協の補助金あたりも減額をされているところでございます。

○委員長（永野隆一君） ほかにございせんか。

ではすみません私から。IT教育事業の推進というのは、概要で結構ですのでどんな感じで。これは指定校は決まっているんですか現在。

○学務課長（宇藤竜一君） いいえ、IT教育は大部分が先程言いましたパソコンの部分ですね。これに予算を確保しております。

○委員長（永野隆一君） 例えば小学校では登立が一番導入が進んでいるんですかね。

○学務課長（宇藤竜一君） 導入が進んでいるというか、あれはモデル事業ですかね。

○委員長（永野隆一君） 小学校で導入されているけれども、それを引き続き大矢野中学校でIT教育の推進という体制にはなっていないのではないかと私は思ったんですけど、そうではないんですか。

○学務課長（宇藤竜一君） そうですね。登立に平成20年ころに国の補助をもらってモデル事業を行っていると思います。委員長が言われるとおり他の学校にはなかなか普及していないというのが実情ではあります。施設整備に関しては財源的な部分もありますからですね。

○委員長（永野隆一君） 一部マスコミではIT教育は、必ずしも思ったほど効果が云々という議論がちょっとありますよね。かかる費用の割にはですね。

- 学務課長（宇藤竜一君） そうですね。
- 委員長（永野隆一君） ほかに予算要求関係で何かございませんか。
では進行させていただいてよろしいですか。では報告第9、上天草市立図書館協議会の結果についての説明をよろしくお願いたします。
- 社会教育課長（井上和男君） 委員長、次の報告事項も関連していますので、同時によろしいですか。
- 委員長（永野隆一君） そうですね。どうぞ。
- 社会教育課長（井上和男君） 74ページをお開きください。2月10日に第3回の図書館協議会を開催しております。その議題は館長諮問についての最終討議と12月末までの事業報告といたしました。その中で主な意見、質問として74ページに記載しておりますけれども、委員の方から新図書館に対して市の今の時点の考えということで問われました。私の方から、統廃合された学校の利用と、複合施設として森記念図書館と別の場所に整備する方向で検討していますと答弁いたしました。また、協議会の会長さんの方から基金はあくまで考える基礎であり基金の額もあろうかと思う。それを踏まえて新図書館の規模になるかと思うがという質問がございまして、私の方から、今は複合施設の整備を検討中であるが、仮に新規に建設することになった場合、多額の資金を要することから基金を含め起債等を活用する方向で検討しているとお答えしました。次に75ページからですね。今年度初めて図書館長から図書館協議会会長へ諮問をいたしました。前の教育委員会の時に諮問についてはご報告をさせていただいていると思います。77ページから、協議会会長から図書館長あての答申を付けております。中身は読んでいただけたらと思いますので内容はちょっと省きますけれども、以上です。
- 委員長（永野隆一君） ただ今のご説明について質疑があればお出しいただきたいと思います。
では私からすみません。これは前回の議会でも出ていましたよね。大矢野の図書館はどうするんだと話は出ていましたよね。それでこの答申の中にはちょっとそんな具体的な答申があった訳ではないんですか。すみません、答申の中身をちょっと説明してもらえますか。
- 社会教育課長（井上和男君） 具体的にこうなさいというのは答申の中にはうたってありません。基本計画とか色々な計画がありますので、それに沿ってやりなさいという答申がなされております。他の細かいことについては記載のとおりでございますが、基本的にはそれに沿ってしなさいということです。
- 委員長（永野隆一君） 他に何かお尋ねの件はございませんか。なければ進行させてもらいます。では次に報告第11、上天草市第2期教育振興基本計画の進捗状況についての説明をお願いします。
- 教育部長（舛本伸弘君） みなさんのお手元にですね、振興基本計画のカラー版と1枚のA3版をお配りしております。これをご覧いただければと思いますが、これは平成23年で策定しました上天草市の第1期教育振興基本計画が本年度27年度で終了します。それに伴いまして第2期を現在策定中でございます。一応素案までできましたので、現在ホームページの方で市民のみなさんにご意見をいただくためにパブリックコメントを行っております。それが2月29日で終わりますので、その後ご意見等がございましたら集約しまして回答なりしなくてはなりませんので、次回の教育委員会で最終的にはお知らせできるかと思っております。その間、3月1日に臨時委員会がございましてけれども、委員のみなさんも素案に対するご意見がございましたら事務局にいただければ幸いです。それでですね、今回の計画は前期と大きくは変わっておりません。2ページにこういった花の絵が載せてありますが、これにつきましては委員さんの方から根がないというご意見をいただきましたので今回は根っこを付けましたの

でご覧いただければと思います。大きくは変わっておりませんので、一応焼き直しますということで考えていただければと思います。それとこの1枚紙の方はですね、市の総合計画が一番大元でございますので、総合計画にこの基本計画がどういう形でリンクしているかという図でございますのでこちらについてもご覧いただければと思います。それと一番右の方はですね、KPIとか言葉は変わったんですけども、要は成果指標が必要というところでこういったところを数値目標としてやっていきますという数値でございますのでこちらもご覧いただければと思います。以上簡単ですけど、2期について説明を終わります。

○委員長(永野隆一君) 今の説明に関連して何か質疑があればお出しいただきたいと思います。

ではこれは今ホームページに載っているんですね。

○教育部長(舛本伸弘君) はい、今、パブリックコメントということで、市のホームページの方に載せております。それと各庁舎の窓口にも現在置いています。今のところご意見はいただいていないということでした。

○委員長(永野隆一君) ではみなさん、関連の質疑はございませんか。まあ、今月いっぱいパブリックコメントということですので、みなさんも熟読してご意見を出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では次に報告第12、後援等の報告についてお願いします。

○社会教育課長(井上和男君) 最後になりますけれども、今度の土日に本渡のロータリークラブ主催の、第7回本渡ロータリークラブ杯学童軟式野球大会が天草市の方で開催されます。その承認を2月18日にいたしましたところでございます。

また先程ちょっと話しましたが、3月18日の天草パールラインマラソン大会の参加者が昨年より81名増えまして、4,731名ということで確定しましたのでご報告申し上げて終わりたいと思います。

○委員長(永野隆一君) ただ今の報告事項について、また他のことでも結構ですので、何かご意見、ご発言があればお願いします。

では長くなりましたが、以上で予定された案件は全部終了いたしました。ではこれをもって平成28年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時10分